

## 公告

下記のとおり、関税法第24条第1項に基づき、貨物の積卸場所(船用品、機用品及び携帯品を除く)を指定したので、公告する。

貨物の積卸場所(船用品、機用品及び携帯品を除く。)

場所の名称	所在地	備考
晴海ふ頭第9号岸壁(全長280メートル)	周南市晴海町6番に隣接する無番地	
株式会社トクヤマ東1号桟橋	周南市晴海町1番1号	株式会社トクヤマ塩ビ製造保税蔵置場及び株式会社トクヤマ東工場保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。
出光興産株式会社徳山事業所 出光東桟橋3番バース	周南市新宮町1番1号	出光興産株式会社徳山事業所保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。
出光興産株式会社徳山事業所 出光石化西桟橋	周南市宮前町1番1号	出光興産株式会社徳山事業所保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。
日本製鉄株式会社山口製鉄所 (周南)45tLLC岸壁	周南市野村南町4976番地	日本製鉄株式会社山口製鉄所(周南)保税蔵置場及び保税工場に搬出入する貨物に限る。
日本精蠟株式会社徳山工場 西ヶ森桟橋	周南市大字大島字西花ノ脇 1450番1地先	日本精蠟株式会社徳山工場保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。
日本ゼオン株式会社徳山工場 川西突堤第1バース	周南市那智町2番1号	日本ゼオン株式会社徳山工場保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。
日本化学工業株式会社徳山工場 日本化学工業桟橋	周南市晴海町1-2	日本化学工業徳山工場日本化学工業桟橋に係留する船舶に積卸するものに限る。

を指定する。

令和7年6月16日

徳山税関支署長 新屋 政男

## 公告

下記のとおり、関税法第24条第1項に基づき、外国往来船等と陸地との間の交通場所、貨物の積卸場所(船用品、機用品及び携帯品を除く)及び船用品、機用品及び携帯品の積卸場所を取消したので、公告する。

### (1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所在地	備考
昭和電工株式会社徳山事業所 昭和電工桟橋ゲート	周南市開成町4980	昭和電工桟橋係留船と交通する者に限る。

### (2) 貨物の積卸場所(船用品、機用品及び携帯品を除く。)

場所の名称	所在地	備考
下松第2公共ふ頭西側岸壁(南西端から北東へ185メートル)	下松市末武下字西沖680番地	
日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所周南エリア東海岸 No.1LLC岸壁(全長19.70メートル)	周南市野村南町	日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所周南エリア保税蔵置場及び保税工場に搬出入する貨物に限る。

### (3) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
昭和電工株式会社徳山事業所 昭和電工桟橋ゲート	周南市開成町4980	昭和電工桟橋係留船に積卸しするものに限る。

を指定(取消)する。

令和7年6月16日

徳山税関支署長 新屋 政男

## 公告

下記のとおり、関税法第24条第1項に基づき、外国往来船等と陸地の間の交通場所、貨物の積卸場所(船用品、機用品及び携帯品を除く)及び船用品、機用品及び携帯品の積卸場所を変更したので、公告する。

### (1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所在地	備考
日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所周南エリア正門及び東門	周南市野村南町4838番地1	日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所周南エリア内に係留する船舶と交通する者に限る。
日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア及び日本製鉄株式会社九州製鉄所光地区北門及び東門	光市大字島田3434番地	日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア構内西側岸壁(但し、日鉄ステンレス光6ヤード岸壁を除く。)及び東側岸壁(但し、日鉄ステンレス光重油岸壁、日鉄ステンレス光東岸壁、日鉄ステンレス光スクラップ岸壁を除く。)並びに輸出岸壁に係留する船舶と交通する者に限る。

を

### (1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所在地	備考
日本製鉄株式会社山口製鉄所(周南)正門及び東門	周南市野村南町4838番地1	日本製鉄株式会社山口製鉄所(周南)内に係留する船舶と交通する者に限る。
日本製鉄株式会社山口製鉄所(光)北門及び東門	光市大字島田3434番地	日本製鉄株式会社山口製鉄所(光)構内西側及び東側岸壁(但し、6ヤード岸壁、重油岸壁、東岸壁、スクラップ岸壁を除く。)並びに輸出岸壁に係留する船舶と交通する者に限る。

に

(2) 貨物の積卸場所(船用品、機用品及び携帯品を除く。)

場所の名称	所在地	備考
出光興産株式会社徳山事業所東桟橋	周南市宮前町	出光興産株式会社徳山事業所保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。
出光興産株式会社徳山事業所西岸壁(全長201メートル)及び中央桟橋	周南市新宮町	出光興産株式会社徳山事業所保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。
出光興産株式会社徳山事業所大浦第7号桟橋	周南市大字栗屋大浦1の1	出光興産株式会社徳山事業所大浦保税蔵置場に搬出入するL.P.G.に限る。
東ソ一株式会社中3号ドルフィン桟橋、雑貨1号桟橋及び原塩桟橋	周南市開成町	東ソ一株式会社保税蔵置場、東ソ一物流株式会社保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。
日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所周南エリア東海岸No.1LLC岸壁(全長19.70メートル)及び同海岸雨天荷役場岸壁(全長40メートル)	周南市野村南町	日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所周南エリア保税蔵置場及び保税工場に搬出入する貨物に限る。
日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア構内西側岸壁(但し、日鉄ステンレス光6ヤード岸壁を除く。)及び東側岸壁(但し、日鉄ステンレス光重油岸壁、日鉄ステンレス光東岸壁、日鉄ステンレス光スクラップ岸壁を除く。)並びに輸出岸壁	光市大字島田3434番地	日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア保税蔵置場及び同保税工場並びに日本製鉄株式会社九州製鉄所光地区保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。

を

場所の名称	所在地	備考
出光興産株式会社徳山事業所東桟橋3番バース	周南市宮前町	出光興産株式会社徳山事業所保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。
出光興産株式会社徳山事業所西桟橋(全長201メートル)及び中央桟橋	周南市新宮町	出光興産株式会社徳山事業所保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。
出光興産株式会社徳山事業所大浦第7号桟橋	周南市大字栗屋大浦1の1	出光興産株式会社徳山事業所大浦保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。
東ソ一株式会社中3号桟橋、雑貨1号桟橋及び原塩桟橋	周南市開成町	東ソ一株式会社保税蔵置場、東ソ一物流株式会社保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。

日本製鉄株式会社山口製鉄所 (周南)45tLLC岸壁及び雨天荷役場岸壁(全長40メートル)	周南市野村南町 光市大字島田3434番地	日本製鉄株式会社山口製鉄所(周南)保税蔵置場及び保税工場に搬出入する貨物に限る。
日本製鉄株式会社山口製鉄所 (光)構内西側及び東側岸壁(但し、6ヤード岸壁、重油岸壁、東岸壁、スクラップ岸壁を除く。)並びに輸出岸壁		日本製鉄株式会社山口製鉄所(光)保税蔵置場及び保税工場に搬出入する貨物に限る。

に

(3) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア及び日本製鉄株式会社九州製鉄所光地区北門及び東門	光市大字島田3434番地	日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア構内西側岸壁(但し、日鉄ステンレス光6ヤード岸壁を除く。)及び東側岸壁(但し、日鉄ステンレス光重油岸壁、日鉄ステンレス光東岸壁、日鉄ステンレス光スクラップ岸壁を除く。)並びに輸出岸壁に係留する船舶に積卸しするものに限る。

を

場所の名称	所在地	備考
日本製鉄株式会社山口製鉄所 (光)北門及び東門	光市大字島田3434番地	日本製鉄株式会社山口製鉄所(光)構内西側及び東側岸壁(但し、6ヤード岸壁、重油岸壁、東岸壁、スクラップ岸壁を除く。)並びに輸出岸壁に係留する船舶に積卸しするものに限る。

に指定(変更)する。

令和7年6月16日

徳山税関支署長 新屋 政男